

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

山梨国民年金 事案 406

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月

私の国民年金記録は、昭和 58 年 11 月が未納とされているが、きちんと納付してきたつもりであり、納付の催促を受けた覚えもないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、A町で保管している国民年金被保険者名簿の保険料納付状況欄には、「済」のゴム印が押されており、申立人が申立期間の保険料を納付した表示が確認できる上、その後に申立期間の保険料を還付したことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、A町から社会保険事務所（当時）への報告において何らかの不適切な取扱いがあったと推測され、行政側の記録管理に不備があった可能性も否定できない。

また、申立人は、B市からA町に転居した昭和 58 年 11 月の国民年金保険料の納付について申し立てしているところ、同年 11 月 3 日に転居し、速やかに同月の 11 日に転入の手続を行ったことが、A町が保管している当時の住民票（写）から確認できる。この時点において申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付が可能であり、申立人は納付勧奨を受けた覚えも無いとしていることから、申立期間の国民年金保険料が納付されていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は、1か月と短期間である上、申立期間以外に未納は無く、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

家族三人（両親、私）の国民年金保険料を免除してもらっていたが、昭和 56 年 4 月から、三人分の国民年金保険料の納付を再開した。父親は納付再開後全額納付しており、母親の納付は第三者委員会で認めてもらったので、息子の私の分が未納とは考え難い。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が満 20 歳となった翌々月の昭和 53 年*月に国民年金手帳記号番号が払い出されている上、満 20 歳から申立時点までの期間のうち、未納とされている期間は申立期間のみである。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとされる申立人の父親は、免除期間を除き、昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しているほか、国民年金の免除申請手続、その追納及び特例納付など、年金に係る手続及び保険料納付を適正に行っている上、申立期間に対応する月については、現年度納付により保険料を納付していることから、その納付意識は高いと認められる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月と短期間である上、前後の期間は国民年金保険料を納付済みであり、申立人が継続して自宅で家業の手伝いをしてきたことなどを踏まえると、申立人の父親が当該期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで

私は、A社B工場を退職後、昭和 20 年 12 月 7 日に脱退手当金を支給されたと記録されているが、当時のC村（現在は、D市）は山間へき地でバスもなく、徒歩で2、3時間もかけて山を越えなければならず、支給されていればかなりしっかりした記憶が残っているはずだ。しかし、脱退手当金を支給された記憶が無いので、受給に結びつく厚生年金保険記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に申立期間に係る事業所を資格喪失した被保険者 29 人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、その全員が脱退手当金を支給されたことが記載されているが、そのうち 21 人はオンライン記録に支給記録が無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出補助簿においても、脱退手当金が支給されたことが記載されている者が 10 人おり、そのうち 7 人はオンライン記録に支給記録が無く、その理由は不明であり、脱退手当金の支給記録の管理が適正に行われていたとは認め難い。

また、申立人は、「退職時は脱退手当金という制度を知らなかった。勤めていた事業所を終戦により解雇され、郷里は山間へき地でバスもなく、徒歩で2、3時間もかけて山を越えなければならず、支給されていればかなりしっかりした記憶が残っているはずだ。」と主張しているところ、オンライン記録に脱退手当金の支給記録がある複数の元同僚も、もらった記憶はない旨回答していることを踏まえると、「脱退手当金の制度を知らず、受給していない。」とする申立内容には信憑性がある。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

山梨厚生年金 事案 645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から35年10月1日まで
新入社員研修を6か月ぐらい受けた後に、学校の跡地であるA社B営業所に勤務していた。厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言、当時の同社の同僚及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人が記憶する複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A社の人事担当者は、「会社で保管している申立期間における社会保険の取得日及び喪失日が記載されている台帳には申立人の氏名は無い。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚は、「当時、申立人は営業の仕事をしており、身分はコミッションセールス（歩合制営業）であった。」と証言しているところ、A社の人事担当者は、「当時、コミッションセールスの社会保険の加入については、最初からは加入させておらず、取扱いについても人によってばらばらであった。」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿から複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。